

アイネス ホッと通信

No.2
2003.9

発行
大分県消費生活・
男女共同参画プラザ



大分県消費生活・男女共同参画プラザ

愛称...アイネス (i-ness) : 新しい時代の消費生活、男女共同参画を
自らが考える場を意味しています。
「 i 」..... 愛情・情報・私
「 ne 」..... 次の時代(= next)新しさ(= new)
「 s 」..... 消費
「 s 」..... 参画



(男女共同参画フォーラム in 大分第3分科会)

INDEX

男女共同参画フォーラム in 大分	2-3
消費生活のひろば	4-6
男女共同参画のひろば	7
アイネスからのお知らせ	8

アイネス相談ダイヤル

消費生活相談	097 - 534 - 0999
消費生活特別相談	097 - 534 - 4034
(第2・4土日13:00~16:00)	
食品表示110番	097 - 536 - 5000
女性総合相談	097 - 534 - 8874
県民相談	097 - 534 - 9291

男女共同参画フォーラムin大分

平成15年8月5～6日に「平成15年度男女共同参画フォーラムin大分」がアイネス及び県立総合文化センターを会場に開催されました。同フォーラムでは弁護士の住田裕子さんによる基調講演や三つの分科会、落語家の桂文也さんによる特別講演などが行われました。以下、住田裕子さんによる基調講演の要旨を紹介します。

あなたもチャレンジ 皆でつくろうこれからの社会

講師：住田 裕子（弁護士・男女共同参画会議議員）



男女共同参画社会とは

1994年に国に「男女共同参画室」が設置され、1999年に「男女共同参画社会基本法」ができたが、それまでは婦人問題、女性問題といういわれ方をしていた。

「男女共同参画」という言葉に対して、「男女平等」はつくりあげていく力という意味よりは、「同じ状態を表す」というような印象を受ける。男性も女性も一緒に単に参加するのではなく、共同して働きましようというところから「男女共同参画」という言葉ができあがった。「なぜいまさらやるのか」、「男と女は違うものではないか」、「男の良さとか女の良さを否定するのか」などと言う人もいるが、それは全く違っている。

戦後の高度成長期において、男が会社や仕事、女は専業主婦として家庭を守り子育てをするのはある意味理にかなったものではあった。しかし、高度経済成長に行き詰まり、中高年がリストラの憂き目にあうなど大きく産業構造が変わってきている今の世の中で必要なのは力ではなく智恵であり、男性だけでなく女性のセンスも一緒になって新しい力や技術を作っていく時代になっている。

女性も社会の担い手になろう、女性も社会にいろいろな形で貢献できるようにしようというのが参画の大きな動きである。

少子化問題

現在の人口を維持するのに必要な合計特殊出生率（1）は2.08人であるが、現実の日本の合計特殊出生率は、1.32人と世界最悪である。男女共同参画社会基本法ができた段階ですでに労働人口のピークは過ぎており、2006年には総人口のピークが訪れる。日本のこれまでの元気さの源は、人口増に基づいた経済の活性化にもあった。ところが、今後20年の間に消費の主役となる世代の40%がいなくなってしまう。消費と需用が減ってしまい、働き手も不足し、工場は海外に移転する。流通・サービス部門も衰退していく。

最近、少子化社会対策基本法ができたが、これは有史以来の未曾有の危機に直面しているという危機意識を持ってつくられたものである。

イタリア、スペイン、日本、ドイツといった少子化枢軸国に共通の傾向は「子育ては母親がしなければならぬ」という考え方にあるが、子どもとだけ向き合う母親は「不安」を感じる。仕事をやめて家庭に入ると、そこだけが中心の生活になる。こうした子育て期に女性が家庭に入るという現象は戦後の話であり、戦前は女性の労働力率はM字カーブ（2）を描いてはいない。明治時代の農家では子どもは働き手であり、貴重なものであったが、現在はハイリスク、ノーリターンが存在である。子育てと仕事が両立する国では子どもの数が増えている。

核家族、都市化の中で少子化が進むというのは先進国ならではの悩み。子育てに専念することを求めれば子どもの数は少なくなる。それに対して、マザーリングとワーキングを両立できる国ほど子供をたくさん産んでいる。

少年犯罪と母親

昨今少年犯罪がおこるとすぐに母親の責任が問われ、女性が働いていいのかと心配される。男女共同参画と少年犯罪の増加は基本的には関係ないが、放任はいけない。長崎の事件、神戸の事件のような残忍な快楽殺人事件は、一定の確率で起きるものであり、育て方ではなく人間の「性（さが）・業」である。私たちは長い歴史の中で勝ち残ってきたいわば「勝者」であり、脳の中に攻撃的本能が残っている。これが快楽と結びついて犯罪として現れる場合がある。

このような場合、その子は親の手には余るものであり、3歳ぐらいまでにわかるので、専門家が対応しなければいけない。これを素人の責任にするのはあまりにも気の毒だ。

これとは別に今の子どもの規範意識が緩んでいるのは事実であり、それは男女共同参画の結果ではなく、子どもにきちんとした価値観を植え付けていない大人の責任である。「ウソについてはいけない」と父親が教えるのは韓国やアメリカでは40%なのに対し、日本は11%。「先生の言うことを聞け」と教えるのは、日本は16%なのに対し、他の国は50%台。

今の少年犯罪が大変なことになっているのは、女性が働いているからではなく、父親もきちんと家庭で子どもに向き合っていないからだと言われている。

離婚問題

最近テレビでも離婚の問題が取り上げられるが、価値観の違いから熟年離婚は増えている。また、未熟な男女の離婚も増加している。離婚の増加は女性が強くなったからではなく、両性が未熟で一人前の大人でなくなっているからだ。男女共同参画のためには男女共に自立が前提であり、情けない子どもが増えているのは大人の責任。

一つの仕事に就いている期間を比べると、中卒では3年以内に7割がやめ、高卒では5割、大卒では3割がやめていく。一つの職に執着しなくなるのは半分は必要なこと。しかし、最低3年は一つの職に就いていることができないようではステップアップための経験にはならない。

女性のチャレンジ支援

専業主婦の産む子どもの数は1.91人。働く女性は1.93人。

少子化をくい止めるためには、女性が居心地の良い場を仕事や家庭などいろいろな場で作るのが近道である。

先進国のデータを比較すると、日本の女性の経済力は低い。その理由はM字カーブにみられ、また終身雇用制度の中で女性の再就職は難しく、大体はパート労働であることにある。

これからは女性も高齢者も働かなければ立ちゆかない時代がやって来る。その働きに応じた賃金が必要である。

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が日本では根強いが、諸外国では「おかしい」と考える人が男女ともに多い。家庭の中だけでの考え方なら、良いことではないが、いろいろな考え方もあるのでまだ我慢できる。しかし日本では社会的活動の場でも同じである。

管理職は、まず男性がなって同じ力がある女性が後回しになる。公務員なら厚生、福祉等の分野には女性が多く、財政、総務は少ない。そうした分野が向いているかどうかは性別ではなく、人それぞれ。基本法以降、それぞれの場で女性を活用しようという時代になってきた。

今までできなかったことにも挑戦しよう。裾野が広まってきたら、上へチャレンジしよう。男性は女性の中に潜在的能力があることを理解し、支援しよう。女性も仲間なのだから決して足をひっぱらず、応援しよう。

今までしかるべきポストに女性が少なかったことがおかしいのだから、ポジティブアクションをしても逆差別にはならない。

「横へのチャレンジ」として性別役割分業で女性には向かないと思われていた分野にも挑戦しよう。

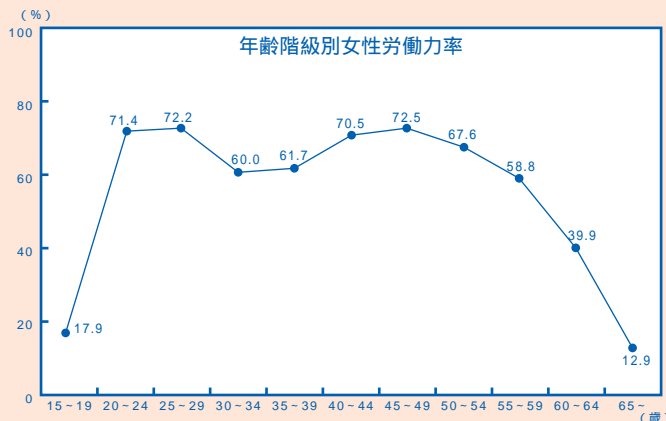
「再チャレンジ」として、何らかのことで一度仕事を辞めた人が、またなにかに挑戦できるように、ネットワークを作っていくことが大事である。

今まで常識であった性別役割分担意識は、国際的には非常識であり、日本でもそういうことを言う人がいなくなる時代が早く来て欲しいと思う。男女共同参画社会の実現が我が国の最重要政策の一つであることを理解し、それに向かって力を発揮してほしい。

解説

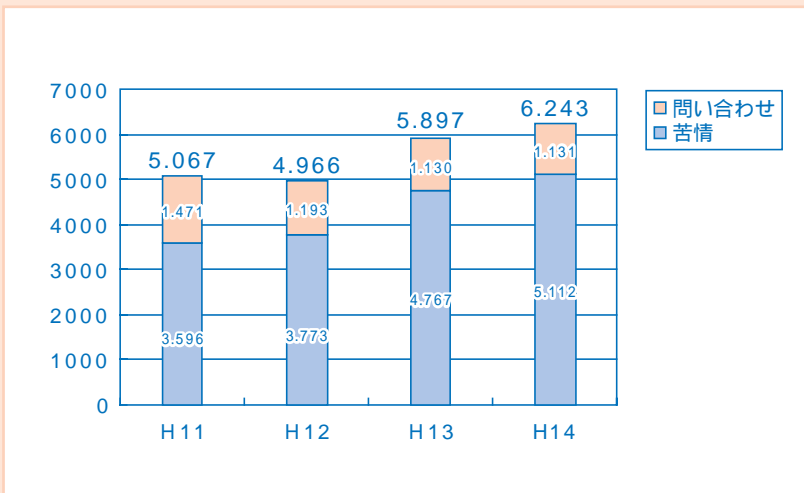
1 「合計特殊出生率」・・・一生の間に1人の女性が産む子どもの数。

2 「M字カーブ（曲線）」・・・年令別にみた日本の女性の就業率が示す特有のパターンをいいます。20歳代前半までは就業率が高く、25～35歳の年齢層では低下します。これは、結婚、出産、育児期にあたるこの時期に多くの女性が退職していることを示しています。子育てが一段落した40歳代で再び就業し、高齢期に向かい下降します。これをグラフ化（下図）するとM字型を描くため、このように言われます。



(備考)

1. 総務省「労働力調査（詳細結果）」（平成14年平均）より作成。
2. 労働力率 = 労働力人口（年齢階級別） / 15歳以上人口（年齢階級別）



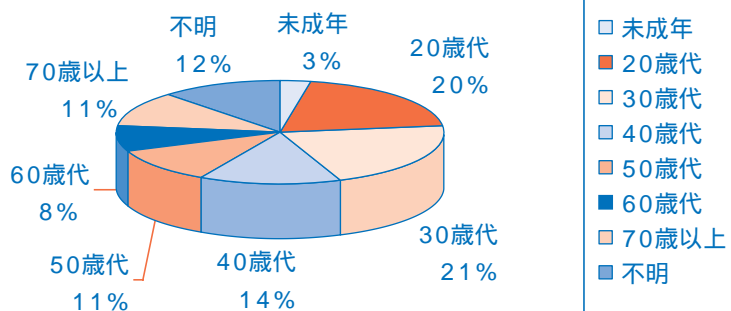
平成14年度に消費生活センターに寄せられた相談件数は6,243件で、その内訳は苦情が5,112件(全体の81.9%)、問い合わせ等が1,131件(同18.1%)でした。

平成13年度と比較し、総数で346件、約5.9%の増となっています。



年代別では、30歳代以下が44%を占めており、前年度に比べ18ポイントも増加しています。

契約当事者年齢構成比



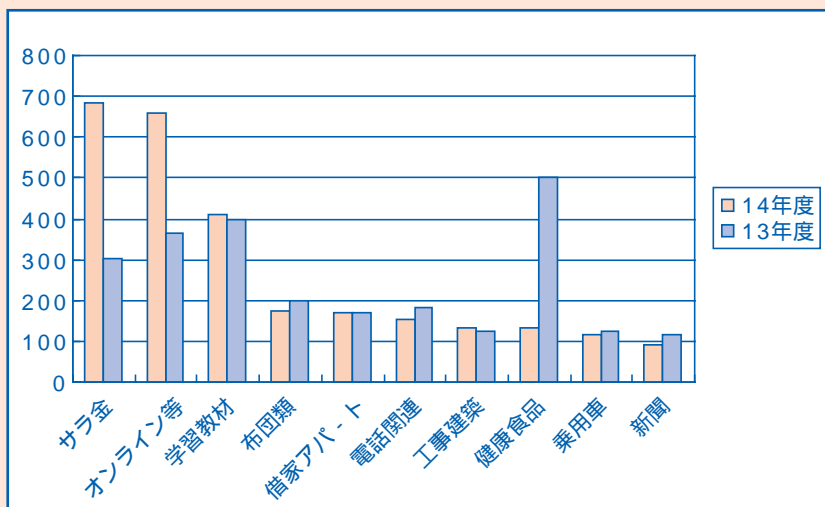
年代別の苦情の多い商品・役務は次の表のとおりです。

年代	商品・役務(件数)
未成年	オンライン等関連サービス(98)、電話サービス(13)、乗用車(7)
20歳代	オンライン等関連サービス(205)、学習教材(131)、サラ金(100)
30歳代	オンライン等関連サービス(215)、サラ金(172)、学習教材(145)
40歳代	サラ金(173)、学習教材(82)、オンライン等関連サービス(58)
50歳代	サラ金(112)、オンライン等関連サービス(34)、学習教材(26)
60歳代	サラ金(40)、布団類(21)、電気・磁気治療器(15)
70歳代	布団類(88)、健康食品(53)、工事・建築(35)

オンライン等関連サービス：インターネットによる情報提供サービス等

生活相談の概要

苦情相談を商品役務別に上位10位まで掲げると次のグラフのとおりです。サラ金等、オンライン等関連サービス等が前年の2倍近くに増加しています。一方、健康食品、エステに関する相談が減少しています。新たに増加したのが工事・建築関係です。また、学習教材についても依然として上位を占めています。



最近の相談事例

不当請求に注意！

アイネスには、今年の4月以降「出会い系サイトの利用料金を支払え。」「債権を譲渡されたので至急連絡するように。」など、身に覚えのない請求を受けたという相談が、毎日多数寄せられています。請求手段は、携帯電話に電話やメールがきたり、自宅に電話、ハガキ、封書、電報、パソコンの電子メールと様々です。その内容のほとんどは、請求根拠のない「不当請求」です。債権回収業者を名乗る業者や、不当に高額な延滞料の請求には要注意です。

助言

身に覚えのない料金や借金の支払には応じない。今後、業者から電話があったら、きっぱりと断る。

業者に連絡をとらない。不用意に連絡をすると業者側に着信履歴が残るなど、個人情報を知られる危険があります。

脅迫的行為が続けば警察に届ける。

振込先口座が明記されている場合は、その口座のある金融機関に情報提供する。



消費生活通信講座のご案内

アイネス（大分県消費生活・男女共同参画プラザ）では、悪質商法をはじめ消費者を取り巻く様々な問題をやさしく学べる通信講座を開講します。私たちの暮らしを私たち自身で守り、自分で正しく判断できる消費者になるために、家庭にしながら消費者問題を学ぶ通信講座を受講してみませんか？

対象者 県内に居住する消費者（過去にこの通信講座を修了した人は除きます。）

募集人員 300名

講座期間 平成15年11月～2月

講座内容

（1）テキスト（毎月1回送付するテキストにより、自宅で自由な時間に学習します。）

消費者問題入門 暮らしをとりまく法律

食品と食生活 環境と私たちの暮らし

（2）スクーリング（期間中に1回、テキストの内容にそった講義に、希望者が参加します。）

受講料 無料（ただし切手代、講演会参加に要する交通費は受講者の負担となります。）

申込み・問合せ先 各市町村消費者行政担当課またはアイネス（TEL.097-534-4034）

応募期限 平成15年9月30日（火）



消費生活セミナーのご案内

アイネス（大分県消費生活・男女共同参画プラザ）では、県下各地域における消費者リーダーの養成や各種情報の提供を通じて消費生活に関するトラブルの未然防止を図ることを目的に消費生活セミナーを開講します。今年は県下6ブロックのくらしのアドバイザー地域連絡協議会に委託して各地域毎に開講し、県内どの地域の皆さんにも受講しやすいようになりました。詳しくは各地域くらしのアドバイザー連絡協議会事務局におたずねください。

対象者 県内に居住する消費者

募集人員 各地域50名程度

講座期間 平成15年11月～2月

講座内容（全10講座）

消費者と法律 消費者と経済 食生活に関するもの

環境に関するもの 生活設計に関するもの 悪徳商法に関するもの

受講料 無料（ただし、受講に伴う交通費や食事代は受講者の負担となります。）

各地域くらしのアドバイザー連絡協議会事務局

地域名	対象地域	事務局	電話番号	開催日
日 田	日田市、日田郡、玖珠郡 下毛郡（三光村を除く）	玖珠町商工観光課	09737-2-1111	10/16、11/6、12/11 1/15、2/12（5日間）
県 北	中津市、宇佐市、豊後高田市、 宇佐郡、三光村	宇佐市商工観光課	0978-32-1111	10/21、11/18、12/16 1/20、2/17（5日間）
県 南	佐伯市、津久見市、南海部郡	上浦町総務企画課	0972-32-3111	未定
豊 肥	竹田市、大野郡、直入郡	大野町総務課	0974-34-2301	10/9、11/13、12/11、2/12、3/11（5日間）
大 分	大分市、臼杵市、大分郡、 北海部郡	野津原町企画商工課	097-588-1111	10/30、11/27、1/29 （3日間）
別 杵 速見国東	別府市、杵築市、速見郡、 東・西国東郡	国見町商工観光課	0978-82-1111	9/30、11/18、2/3 （3日間）

開催日は都合により変更することがあります。

アイネスでは、男女共同参画社会の実現に向け、県民のみなさんを対象とした意識啓発や人材育成のための講座や、女性のみなさんのエンパワメントを支援する講座を開催しています。ふるってご参加ください。

意識啓発や人材育成のための講座

大分県男女共同参画講座(中級)

男女共同参画社会実現のための諸課題について理解を深めていただくプログラムです。

- 日時** 平成15年10月4日、18日、11月1日、15日の毎週土曜日
10:00～12:00、13:00～15:00(昼食は各自準備)
講師の都合により日時が変更になる場合もあります。
- 場所** 大分県消費生活・男女共同参画プラザ<アイネス>
- 内容** 社会における制度と慣行の見直し、暴力根絶に向けた取組など。
- 定員** 30名(県内在住者で同講座(初級)もしくは同等の講座修了生。
年齢・性別不問。全講座受講可能な方)
- 費用** 無料(但し、テキスト代実費負担)
- 申込み・問合せ** 「男女共同参画講座<大分県受託事業>事務局」
(社)大分県地域婦人団体連合会事務局内
TEL.097-534-0015

女性のためのエンパワメント講座



11月以降、下記の講座を実施予定です。詳細については、<アイネス>までおたずねください。

管理監督者講座

管理監督者を志す女性や管理職として働いている女性のみなさんを対象に開催します。労務管理に関する基礎知識等を学んでいただける講座です。

開催時期 11月中旬～12月初旬予定 講座数 1期 5講座(うち1講座は公開講座)

女性起業家支援講座

起業を志す女性のみなさんを対象に開催します。起業するうえで必要なマネジメントの基礎知識や事業計画書づくりのノウハウなどを学んでいただける講座です。

開催時期 平成16年1月上旬～2月下旬予定 講座数 1期 7講座

パソコン講座

「自宅や職場のパソコンをなかなか使いこなせない」といった悩みを持つ女性のみなさんを対象に開催します。インターネットやワード、エクセル操作のスキルアップを応援する講座です。

開催時期 11月～平成16年2月予定

講座数等 インターネット入門、ワード・エクセル入門及び応用 講座数適宜

エンパワメント...力をつけること

アイネスからのお知らせ

会議室・研修室の利用案内

利用申込の受付時間

月曜日～金曜日（祝日、休日は除く）
の9:00～17:00

利用申込の受付場所

大分県消費生活・男女共同
参画プラザ事務室



利用申込の受付期間

区 分	利用申込の受付期間
大会議室の全面を利用する場合	利用日の6ヵ月前の月の1日から利用日当日まで
大会議室の2分の1を利用する場合	利用日の2ヵ月前の月の1日から利用日当日まで
小会議室を利用する場合	
和会議室を利用する場合	
OA研修室を利用する場合	

（例）小会議室を10月20日に利用する場合は、8月1日から申込ができます。

- 1.1日が、土曜日、日曜日、祝日の場合は、その日以降で最も近い平日（月曜日から金曜日〔祝日、休日は除く〕）より受付を開始します。
- 2.1月は4日から受付を開始します。ただし、4日が土曜日、日曜日の場合は、その日以降で最も近い平日（月曜日から金曜日）より受付を開始します。
- 3.2つの月にわたって連続利用する場合は、利用初日の属する月の申込みとして取り扱います。
（例）大会議室を11月30日から12月3日まで連続利用する場合は、11月分として5月1日から受付を開始します。

受付方法

- 1.受付開始日の申込み
毎月の受付開始日の午前10時までに受付場所に来所した方で、利用希望日が重複する場合は、抽選により決めます。ただし、非営利目的利用と営利目的利用の利用希望日が重複した場合は、非営利目的利用を優先します。
- 2.受付開始日以降の申込み
毎月の受付開始日の抽選による申込み終了後は、施設の空き状況に応じて先着順で申込みを受付けます。

申込の方法

- 1.直接、大分県消費生活・男女共同参画プラザまでお越しのうえ、利用許可申請書を提出してください。なお、事前に電話で空き状況を確認することもできます。
- 2.利用を許可した場合は、利用許可書を交付します。なお、その際に使用料を現金でいただきます。
- 3.電話、ファクシミリ、郵便での受付、仮予約は行っておりません。
- 4.講師控室を希望する場合は、会議室・研修室と同時に申込みください。講師控室の利用時間は、会議室・研修室の利用時間に限りません。ただし、利用する団体間で協議した場合は、時間単位で利用できません。なお、講師控室の利用を協議するために連絡先を相手団体に教えることがありますので、ご了承ください。
- 5.会議に伴う保育を行う場合は、会議室・研修室と同時に和会議室をお申込みください。その場合は和会議室の使用料は無料です。

会議室・研修室使用料

施設名	面積(m ²)	机・いすの数	使用料		
			9時～12時	13時～17時	18時～21時
大会議室	288	全面使用	6,900円	9,200円	6,900円
		半面使用	3,500円	4,600円	3,500円
小会議室1	50	机10いす30	1,200円	1,600円	1,200円
小会議室2	52	机10いす30	1,200円	1,600円	1,200円
和会議室	52	和机6	1,200円	1,600円	1,200円
OA研修室	52	講師用:講師台1いす2 パソコン専用プロジェクター 生徒用:机20いす20	3,100円	3,500円	3,100円

- 1.営利目的で利用する場合は、通常の2倍の使用料をいただきます。（ただし、会場で消費者等を対象とした商品の宣伝・販売を行うことはできません。）
- 2.12時～13時、17時～18時を利用した場合は、超過使用料をいただきます。〔超過使用料＝13時～17時の使用料／4×1.3〕
- 3.2つ以上の利用時間区分にわたって利用する場合は、当該利用時間区分以外の時間の使用料は不要です。
- 4.左記使用料には冷暖房料を含みます。

休館日変更のお知らせ

11月の休館日を次のとおり変更します。
11/16(日) 11/9(日)
これに伴い、11/9(日)の「消費生活特別相談」も、11/16(日)に変更となります。

大分県消費生活・男女共同参画プラザ<アイネス>

〒870-0037 大分市東春日町1-1 (NS大分ビル内)
TEL: 097-534-4034 (代表) FAX: 097-534-0684
ホームページ <http://www.pref.oita.jp/13040/index.html>

